**令和6年度　住民税の主な改正点**

**掲載内容（目次）**

1. 森林環境税の課税の開始、均等割税率の加算の終了
2. 所得税と異なる課税方法による住民税の課税選択の廃止
3. 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

**森林環境税の課税の開始、均等割税率の加算の終了**

令和6年度から森林環境税（国税）の課税が始まります。森林環境税とは、市内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市民税・県民税均等割と併せて1人年額1，000円が徴収されます。

また、平成26年度から、東日本大震災からの復興に関して実施する防災のための施策に必要な財源を確保するために、市民税均等割に500円、県民税に500円加算されていた均等割税率の引き上げが終了します。

**所得税と異なる課税方法による住民税の課税選択の廃止**

　特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡に係る所得について、所得税と異なる課税方式により住民税を課税することが可能でしたが、令和6年度から所得税と同一の課税方法が適用され、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することができなくなります。

　これにより、特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡に係る所得を申告することで、扶養控除や配偶者控除などの適用、非課税の判定、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定、各種行政サービスなどに影響します。

**国外扶養親族に係る扶養控除の見直し**

　令和6年度から、以下の条件に該当する方を除き、30歳以上70歳未満の国外居住親族について、扶養控除の対象外になります。30歳未満または70歳以上はこれまでと同様に対象になります。（親族関係書類、送金確認書類は必要です。）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象の方 | 必要な書類 |
| 留学により国内に住所及び 居所を有しなくなった方 | 親族確認書類、送金確認書類、 留学ビザ等書類 |
| 障害者 | 親族確認書類、送金確認書類 |
| あなたからその年において生活費または 教育費に充てるための 支払を 38 万円以上受けている方 | 親族確認書類、38万円送金書類 |

詳しくは、国税庁のホームページ「令和5年1月以後に非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ」をご覧ください。